

仕様書

契約名称 庁用器具（スタッキング椅子等）の購入

定義 本仕様書は、おきなわ工芸の杜で使用する庁用器具（スタッキング椅子等）の購入に関わる仕様を定めるものである。

1. 器具について	別紙「器具リスト」のとおりとする。（全て新品であること）同等品も可。
2. 配置について	別紙「配置図」のとおりとする。 (1) 床や壁面の突起物などの理由により不具合が認められる場合、原則として同じ部屋内での配置変更について対応すること。 (2) 「器具リスト」別紙の4及び5の器具は、壁・床・天井等に固定するなどの転倒防止策を行うこと。
3. 同等品について	(1) 同等品で納品しようとする場合は、あらかじめ「同等品承認申請書」を提出し、当該品が同等品以上であることの承認を発注者から受けていなければならない。
4. 搬入について	納入場所への製品の搬入、取付に関する管理は、受注者がその責任において行うこと。 (1) 搬入に先立ち、現場の状況（現場寸法、進入路、養生法）について現場確認を行うことができる。事前に発注者に依頼し、日程調整の上実施すること。 (2) 作業環境を整理、整頓し、清潔に保つこと。危険箇所の点検は特に念入りに行い、適切な設備、表示等を設け、事故、火災、盗難の防止を図ること。 (3) 搬入時に汚染又は損傷のおそれのあるものは、器具および施設の搬入経路など、適切な方法で養生し、完了後は養生を速やかに取り除き、後片付け及び清掃を行うこと。 (4) 搬入時に、器具および施設または設備に損傷などが生じた場合は、その旨を発注者に報告し、同一器具との交換や修繕など速やかに対応を行うこと。費用は受注者の負担とする。
5. 引渡しについて	器具の配置後に検査を行い、その結果を発注者に報告すること。発注者の検査にて不合格となったものは、指示により是正を行うものとする。

	<p>(1) 受注者は業務目的物完成による発注者への引渡しに当たり、契約書に示す「納品書」の他、「品質保証書」「取扱い説明書」(手入れ方法等を含む)を提出し。製品等を引渡し、その後の適正な運用に協力すること。</p> <p>(2) 検査の方法、やむを得ない納期の変更などは契約書に示すとおりとする。</p>
6. 保証について	<p>器具の品質の保証を下記のとおり行うこと。</p> <p>(1) 器具の引き渡し後、1年以内に正しい使用方法にもかかわらず、破損または故障した場合は、無償で修理又は交換を行うこと。</p> <p>(2) 直ちに発見することができない、器具の品質に関して契約に適合しないものが発見されたときは、受注者の負担において、速やかに物品を修補または代替品を納入すること。</p> <p>(3) 納入後5年間は追加部材(棚板等)の追加など、器具の機能拡張が少量からでも可能とすること。</p>